

# 団体総合生活補償保険(医療型)・すまいる給与補償保険・団体介護保険の健康状態告知の改定について

2024年3月以降始期契約より、健康状態告知書が、より解りやすく、より加入しやすい質問内容へと変わります。また現在、告知事項に該当する場合、その病気を補償対象外とする条件を付してお引受けしておりましたが、改定後は条件付きお引受けの取扱いが停止となります。

## 団体総合生活補償保険(医療型)・すまいる給与補償保険にご加入の皆さまへ

**〈改定POINT〉** 過去の一定期間の傷病歴等を問う内容から、入院・診断の有無等、お客さまが判断しやすい内容を問う質問へ改定

<b>質問内容の簡素化</b>	✓ 質問数を削減
	✓ 告知対象期間を短縮 ※告知日から2年超前の健康状態は告知不要
	✓ 過去の入院歴について、2年超前や14日未満の入院は告知不要
	✓ 告知不要のケガ・病気を見直し
	✓ 女性固有の質問を廃止
<b>引受条件の緩和</b>	✓ 特定疾病対象外の引受を停止し、告知に基づく引受は、加入可、不可のみ

## 重要《「特定疾病対象外」告知をされている方へ》

現在、特定疾病等を補償対象外としてご加入されている方は、再告知することにより補償対象外の疾病等を削除することができます。(再告知をしない限り、本条件は継続しますので、ご注意ください。)

ただし、保険期間(2024年3月1日)の開始時より前に原因が発生した病気やケガおよび要介護状態については、保険金をお支払いできません。

## 団体介護保険にご加入の皆さまへ

**〈改定POINT〉**

<b>質問内容の簡素化</b> 「病名・症状一覧」の見直し	✓ 質問数を削減
	✓ 告知対象となる「病名・症状」の見直し
	✓ 「がん」について、改定後は「上皮内がん」を含みません
	✓ 「糖尿病」について、改定後は「インシュリン等の注射剤を投与している場合」に限定

## 〈NEW〉

病名・症状一覧			
脳血管系	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形	肝臓系	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
心臓系	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤	筋・骨格系	●後遺症のある骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
呼吸器系	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●肺線維症 ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスペスト肺症等) ●気管支喘息(終診した小児喘息を除ます)	悪性新生物	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍
腎臓系	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎炎、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療をするその他の腎臓疾患	その他	●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限りません) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限りません) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます) ●知的障害・発達障害(注1) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(注2)

「告知対象となる  
「病気・症状」が  
変わりました。」

(注1)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

(注2)告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp>)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていても告知の対象となりますので、ご注意ください。

概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず特に重要なお知らせに記載の「健康状態告知についてのご案内」、「健康状態告知質問事項、回答欄記入例」をご確認ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。